

議案第46号

嘉麻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

参 考 資 料

税 務 課

嘉麻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

○課税限度額の引き上げ

【関係条文】	
第2条（課税額）	
第26条（国民健康保険税の減額）	【R6.4.1 施行】

《主な改正内容》

後期高齢者支援金等分にかかる課税額について、引き上げを行う。

区 分	限度額引上げ前	限度額引上げ後	増加額
医療分	65万円	65万円	変更なし
支援分	22万円	24万円	2万円
介護分	17万円	17万円	変更なし
合 計	104万円	106万円	2万円

《改正の影響額》

限度額超過世帯状況及び課税限度額引上影響額（令和6年3月末賦課を基に試算）

内 訳	限度額超過世帯数(世帯)			限度額超過人数(人)		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
改定前	38	54	6	101	147	10
改定後	38	48	6	101	131	10
増 減	0	△6	0	0	△16	0

影 響 額			
医療分	支援分	介護分	合 計
改正なし	1,029千円	改正なし	1,029千円(増加)

○軽減の対象となる所得の基準についての引き上げ

【関係条文】	
第26条（国民健康保険税の減額）	【R6.4.1 施行】

《主な改正内容》

均等割・平等割の減額対象範囲を拡大

軽減種別	改正	軽減基準（世帯主及び国保加入者の合計所得）
7割軽減	改正なし	43万円以下
5割軽減	改正前	43万円+29.0万円×（国保加入者数）以下
	改正後	43万円+29.5万円×（国保加入者数）以下
2割軽減	改正前	43万円+53.5万円×（国保加入者数）以下
	改正後	43万円+54.5万円×（国保加入者数）以下

《改正の影響額》

軽減対象範囲の拡大の影響額（令和6年3月末賦課を基に試算）

上段：軽減世帯、下段：軽減額

軽減種別	改正前A	改正後B	影響額B-A
7割軽減	2, 613世帯	2, 613世帯	改正なし
	122, 813千円	122, 813千円	改正なし
5割軽減	1, 069世帯	1, 082世帯	13世帯
	42, 885千円	43, 320千円	435千円
2割軽減	598世帯	607世帯	9世帯
	9, 551千円	9, 752千円	201千円
影 響 額			<u>22世帯(増加)</u>
			<u>636千円(減少)</u>